

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
【案】

令和4年3月

西都市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営(認定農業者等)の指標	8
	個別経営体(農業経営の指標)	8
	組織経営体	27
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	31
	個別経営体(農業経営の指標)	31
	組織経営体	37
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者等)に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	38
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者等)に対する農用地の利用の集積に関する目標	38
2	その他農用地の利用関係の改善に関する目標	38
	(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	38
	(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	38
	(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等	38
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	39
1	利用権設定等促進事業に関する事項	40
	(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	40
	(2) 利用権の設定等の内容	41
	(3) 開発を伴う場合の措置	41
	(4) 農用地利用集積計画の策定期間	42
	(5) 要請及び申出	42
	(6) 農用地利用集積計画の作成	42
	(7) 農用地利用集積計画の内容	43
	(8) 同意	43
	(9) 公告	44
	(10) 公告の効果	44
	(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	44
	(12) 紛争の処理	44
	(13) 農用地利用集積計画の取消し等	44
2	特例事業の実施を促進する事項	45
3	農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項	45
	(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	45
	(2) 区域の基準	45

(3) 農用地利用改善事業の内容	45
(4) 農用地利用規程の内容	45
(5) 農用地利用規程の認定	45
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	46
(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	47
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	47
4 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	47
(1) 農作業の受委託の促進	47
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	47
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	48
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	48
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	48
(2) 推進体制等	48
7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	48
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	49
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	49
第5 その他	49
附 則	50
別紙1 (第4の1(1)⑥関係)	50
別紙2 (第4の1(2)関係)	51

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 西都市は、宮崎県のほぼ中央部に位置しており、東西26km、南北36kmの広がりを持つ438.56km²の広大な市域である。土地利用状況は山林がほぼ7割を占め、農業振興地域は137.22km²である。東西両側及び南側に高台丘陵を形成し、その間を豊富な水量を誇る一ツ瀬川及び支流の三納川、三財川が貫流し、その流域に田園の広がる平野部を形成している。

気候は温暖で、雨は多いが日照時間に恵まれており、山間部を除いてほとんど積雪は見られない。

雨は6月から8月に集中し、この間の雨量は年間降水量の半分近くを占めている。過去5年間の平均気温は17.2℃で、最高気温は36.8℃、最低気温-6.9℃、年間降水量は2,667mm、日照時間2,087.5時間となっている。

農業の状況は、このような暖地の特性を生かした施設野菜、露地野菜、特用作物、畜産物と稲作を組み合わせた複合経営で、稲作のほとんどは超早場米の早期水稻である。園芸作物は、ピーマン、きゅうり、にら等の施設園芸を中心にした作物が多く、本県を代表する食料供給基地として貢献しているところである。

近年、消費ニーズの多様化やTPPなど国際化の進展を背景に、国内外の産地間競争が激化するとともに消費者の食の安全・安心に対する関心が一層高まっている。

このような中で、本市農業の振興を図っていくためには、経営基盤を再整備して国内外の競争力を強化すると共に、変化する消費ニーズを的確に把握し、買いたいと思われる農畜産物生産を目指していく。また、スマート農業を導入しながらコストダウン・収量増大の両面を進めながら、農畜産物のイメージアップを図り、ブランドを確立することが必要である。

水稻については、全国的に良質米の早進化が進んでいる中で、本市の早期米も「宮崎コシヒカリ」として一層の早進化を図るほか、新品種の導入による作期分散を図ると共に、作付けの集団化、共同作業による機械の高度利用、農作業の受委託の推進等を図り、高品位安定生産及び低コスト化に努める。

野菜については、本市農業の基幹作目であり、消費ニーズに合った高品質野菜の生産に努め、栽培管理の効率化、農作業の機械化を図り、低コスト化に努める。

畜産については、輸入自由化実施後は、大変厳しい状況にあり、農業協同組合（以下「JA」と言う。）をはじめ農業団体、関係機関等と畜産農家の国際化に対応する意識並びに体制づくり等を進める。

果樹については、宮崎県ブランドで全国的認知度の高い亜熱帯果樹の“マンゴー”“きんかん”等の産地醸成を図るとともに高品位平準化に努める。

今後は、これらの各農畜産物において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入してスマート農業を取り入れながら、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

本市は、中核都市である宮崎市とは25km、約30分の位置にあるが、大消費地と遠隔な立地条件にあるため、流通基盤の整備を図り、整備が進められている高速交通網などに対応した輸送体系の確立を図るとともに、量販店や産直インターネットなどの販売体制の多様化にも対応した総合的な販売戦略の確立を目指す。

2 本市の農業構造については、隣接する宮崎市や他産業への労働力の流出や高齢化が進み、農家戸数が年々減少している。この10年間（平成22年から令和2年）に減少した農家戸数は、838

戸（約37%）と大幅な減少を示している。

今後もこの傾向は一層進むと予想され、農家は優れた経営管理能力と高い技術力等を備えた、企業的感觉を持つ企業の先進農家及び法人化した農家、自作地を耕作する兼業農家、農業は生きがいや趣味である自給農家、集落での営農をする農家、農業は行わない農地提供者に大きく分かれ、階層分化が更に進むものと思われる。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部荒廃農地化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるように、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、将来にわたって地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、集落営農組織）や新たに農業経営を営もうとする青年等を育成確保するとともに、集落・地域において人と農地の問題を解決するため、地域農業の未来の設計図である「人・農地プラン」に位置づけ、これら農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を進めていく。

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営や新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を明らかにするとともに、その育成を促進する。また、農地中間管理事業の活用を軸とし、「人・農地プラン」の実質化及び実行を推進していくことにより、これらの経営体に対する農地の集積・集約化や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を一体的に推進していく。

認定農業者の具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

○認定農業者の年間農業所得及び年間労働時間の目標

項目	主たる従事者 一人当たり	（参考）個別経営1経営体当たり		
		主たる従事者分	補助的従事者分	計
年間農業所得	400万円程度	400万円	160万円	560万円
年間労働時間	1,900時間程度	1,900時間	1,900時間	3,800時間

※ 農業法人1経営体当たりの農業所得については概ね880万円（役員数4人を想定）を目標とするものとする。

次に、新たに農業経営を営もうとする青年等の具体的な経営の指標は、本市の優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、同世代の他産業従事者と遜色のない年間農業所得（認定農業者の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人当たり230万円程度）を目標とする。

また、新規就農の状況について、令和2年度の新規就農者数は12人であり、近年は増加傾向である。これは、市、JA西都、農業委員会、児湯農林振興局等が連携した西都・西米良地域担い手育成総合支援協議会（以下、「担い手協議会」という。）を中心に、新規就農者に対し、相談、研修、

就農、営農定着までの一貫した支援体制が整備できたことによるものである。今後も本市農業の持続的な発展に向け、5年間で新規就農者数60人を目標とし、さらなる新規就農者の育成・確保に努めるとともに、将来的には認定農業者へと誘導していく。

○新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得及び年間労働時間の目標

項目	主たる従事者 一人当たり	(参考) 個別経営1経営体当たり		
		主たる従事者分	補助的従事者分	計
年間農業所得	230万円程度	230万円	100万円	330万円
年間労働時間	1,900時間程度	1,900時間	1,400時間	3,300時間

※ 農業法人1経営体当たりの農業所得については概ね530万円(役員数4人を想定)を目標とするものとする。

4 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、担い手協議会を中心に、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して担い手協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用調整されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、JA出資型法人と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地保有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペ

レーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めていく。

次に、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請、さらには、経営の多角化や起業家の推進等により、一層の経営参画を促進する。

なお、認定農業者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他第2種兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 本市は、担い手協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及びJA支所単位の研修会の開催等を農林振興局の協力を受けながら行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

地帯別には、

(1) 水田地帯

一ツ瀬川、三納川、三財川流域の平坦地帯であり、地質は第4沖積層で壤土、砂壤土が多く、早期水稻をベースにした、施設野菜（ピーマン・きゅうり・にら・にがうり、ズッキーニ）、露地野菜（スイートコーン・早掘甘藷・きゅうり）、施設果樹（マンゴー・きんかん）、肉用牛（繁殖）等との複合経営である。

この地域においては、早期水稻との組み合わせによる、ICTやAI、ロボット技術等のスマート農業導入した施設型経営（野菜・果樹）との複合経営を確立するが、補完作物として露地野菜、肉用牛の生産に努め、特に経営管理の優れた経営については、必要に応じ法人形態への移行を誘導する。このため水稻作については、可能な限り機械化を図ると共に田植作業と収穫、乾燥調整を中心に受託組織を育成する。受託組織については、乾燥調整施設を中心とする組織と、集落の共同機械利用による組織を誘導する。又、JAにおける受委託事業部門（育苗・乾燥調整）を充実し、病虫害防除事業を加える。

この地域の、水稻の規模拡大による低コスト化と施設園芸の団地化を促すため、話し合い活動を行うと共に、10a区画の水田については再ほ場整備を推進する。

(2) 田・畑混合地帯

茶臼原、西都原、三財原、長園原、岩郷原、都於郡各台地の周囲に広がる地帯であり、地質は

水田が殖壤土で畑は火山灰土壌の黒ボクがほとんどである。

この地域は、水田と畑地を併せて活用する地域で、早期水稲をベースにした複合経営であるが、水田では施設を利用した野菜（ピーマン・きゅうり・にら・にがうり、ズッキーニ）、露地野菜（スイートコーン・きゅうり）等が栽培され、畑では甘藷、大根、ゴボウ、葉たばこを中心とする作物が栽培されている。更に地域全体として畜産経営が盛んである。

この地域における早期水稲は、個別経営体を中心に、農用地の利用調整を通じて連担化などの作業条件の改善を進めると共に、農作業の受委託組織の育成に努める。

一方、この地域は、多くの棚田、迫田があり、可能な限り区画を整備すると共に、農道等の基盤を整備して水田としての有効利用を図る。

施設園芸においては、雇用労力の確保、ICTやAI、ロボット技術等のスマート農業導入による規模拡大を図ると共に、特に経営管理の優れた経営については必要に応じ、法人形態へ移行を誘導する。

また、畜産については、飼養戸数が減少する一方で、一戸あたりの頭羽数は増加傾向にあり、これから更に規模拡大及び機械化を進め、低コスト化を図る。

畑については、かんがい施設の整備されている地域においては、水を生かした新たな作物、作型の導入を図り、生産性の高い畑地かんがい営農を確立し、露地栽培におけるICTやAI、ロボット技術等のスマート農業導入、一貫作業体系を進め規模拡大を図る。

(3) 畑地帯

茶臼原、西都原、三財原、長園原、岩郷原台地の平坦地帯であり、地質は火山灰土壌の黒ボクがほとんどである。綾川土地改良事業、一ツ瀬川地区土地改良事業等によりほ場整備が進んでおり、葉たばこ、茶、露地野菜（甘藷・里芋・ごぼう・大根）等の産地を形成する一方、近年、かんがい用水を利用した施設にらの栽培がみられる。また、肉用牛（繁殖）、乳用牛、鶏（肉鶏・種鶏）等の畜産物の産地を経営している。

この地域については、土地利用型農業を推進するため、茶、葉たばこ、露地野菜、畜産を中心とした複合経営を育成する一方、一部施設型農業を育成する。

露地野菜については、整備されているかんがい施設を有効に活用すると共に、ICTやAI、ロボット技術等のスマート農業導入により播種から収穫まで一貫した機械化体系を確立する。更に機械、施設の共同利用を推進し、低コスト化を図る。

畜産については、戸数が減少する一方で、一戸当りの頭羽数は増加傾向にあり、これから更に適正規模での規模拡大を進め低コスト化を図ると共に、優良基礎繁殖牛の導入等を行い生産基盤体制の整備を図る。また、肥育経営については、経営規模拡大とともに、今後は適正な導入価格、飼育管理の改善に努めつつ、発育増体、肉質の向上による出荷時の上物の引き上げを図る。

施設型農業においては、雇用労力の確保、スマート農業の普及による規模拡大を図る。

(4) 山間地帯

東米良及びこれらに準ずる地域で、殆どの世帯がゆず、椎茸、肉用牛（繁殖）などの農業と林業の複合経営である。

この地域は、特に高齢化や担い手不足が著しいため、集落等を単位とした話し合い活動を進め、省力化技術等のスマート農業や高収益・高付加価値作目の積極的な導入や農産加工を取り入れ、所得向上を目指すよう誘導する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標

第1に示したような目標を可能とする認定農業者等の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

No. 1

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 複 合 型	(1) 作目・面積 ① 早期水稲 500 a	(1) 建物・施設 格納庫・作業舎・倉庫等・水稲 育苗ハウス	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離	(1) 家族従事者数 2人
	② 露地きゅうり 30 a	(2) 農機具 乗用トラクター 1台 水田ハロー 1台	(2) 申告・分析等	(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入
	③ 作業受託 1100 a	田植機 1台 動力噴霧器 1台 播種機 1台	① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(3) 労働と作業管理 早期水稲と露地野菜、 飼料イネの組み合わせに より労働力の分配を図 る。家族労働力2名と臨 時雇用1名を想定する。
	④ 飼料稲 120 a	コンバイン 1台 乾燥機 2台 糶摺機 1台 米選機 1台		
	⑤ スイートコーン 50 a	コンバイン用トレーラー 1台		
	⑥ 千切大根 100 a	軽トラック 1台 2トントラック 1台 管理用器具 1台 管理機 1台 マニアスプレッダー 1台 深耕ロータリー 1台 土壌消毒機 1台 大根洗い機 1台 千切りつき機 1台 ベルトコンベア 1台		
	(2) 経営面積 700 a	(3) 技術・経営上の要点 ① 早期水稲の後作に千切大根を 作付けし、土地の有効利用を図 る。転作作物については、排水不 良田を中心に飼料イネの作付け を行う。 ② 主要機械については個人所有 とし、高性能機械の導入により、 省力化を図る。また、作業受託に より機械の有効利用を図る。		
	(3) 適用地帯 水田			

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜 複 合 型	(1) 作目・面積 ① 抑制きゅうり 30 a ② 半促成にがうり 30 a ③ 早期水稲 100 a	(1) 建物・施設 倉庫等・格納庫・作業舎・AP ハウス改良 2 号型・パイプハウ ス・灌水施設ノズル式・自動開 閉装置・電気工事・谷自動換気 施設・灌水施設チューブ・井戸 施設・	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(1) 家族従事者数 2 人 (2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入
	(2) 経営面積 130 a (3) 適用地帯 水田 田畑混合	(2) 農機具 トラクター 1 台 田植機 1 台 動力噴霧器 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 2 台 普通トラック 1 台 管理機 1 台 加温機 4 台 4 段サーモ 1 式 農業用ポンプ 1 台 (3) 技術・経営上の要点 ① 抑制きゅうりと半促成にがう りの組み合わせで、夏季を除きハ ウスの有効活用を図る。水田地帯 で排水の良い場所にハウスを設 置する。 ② ハウスは AP 2 号改良型とし、 温風加温機・谷自動開閉装置・か ん水施設を整備する。		(3) 労働と作業管理 栽培管理作業や収穫調整 作業を適期に行う必要が あり、労力を要するので 労働力配分に留意する。ビ ニール張り等は共同で行 う。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜複合型	<p>(1) 作目・面積</p> <p>① 促成ピーマン 50 a</p> <p>② 早期水稲 150 a</p> <p>(2) 経営面積 200 a</p> <p>(3) 適用地帯 水田 田畑混合</p>	<p>(1) 建物・施設 格納庫・倉庫等・パイプハウス・APハウス改良2号型・灌水施設 ノズル式・灌水ポンプ・電気工事</p> <p>(2) 農機具 トラクター 1台 水田ハロー 1台 田植機 1台 動力噴霧器 1台 コンバイン 1台 普通トラック 1台 管理機 1台 加温機 4台 プラウ 1台 フロントローダ 1台 谷自動開閉装置 4台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ① 7～8月は改良陽熱消毒を行うため、6月上旬には作を切り上げる。 ② ハウスはAP2号改良型とし、温風加温機、谷自動開閉装置、かん水施設を設置する。</p>	<p>(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営分析の実施</p>	<p>(1) 家族従事者数 2人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入。</p> <p>(3) 労働と作業管理 基本労働力を4人とし内雇用2名を想定する。労働力3～4人が必要である。ビニール張りは共同で行う。適期に収穫作業を行い、収穫量の山谷を作らない。</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜 複 合 型	<p>(1) 作目・面積</p> <p>① 促成ピーマン 40 a</p> <p>② 早期水稲 150 a</p> <p>③ スイートコーン 40 a</p> <p>(2) 経営面積 230 a</p> <p>(3) 適用地帯 水田 田畑混合</p>	<p>(1) 建物・施設 格納庫・倉庫等・パイプハウス・ APハウス改良2号型・灌水施設 ノズル式・灌水ポンプ・電気工 事</p> <p>(2) 農機具 トラクター 1台 水田ハロー 1台 田植機 1台 動力噴霧器 1台 コンバイン 1台 軽トラック 1台 普通トラック 1台 管理機 1台 加温機 4台 プラウ 1台 フロントローダ 1台 谷自動開閉装置 4台 トレーラー耕耘機用ダンプ 1台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ① 7～8月は改良陽熱消毒を行 うため、6月上旬には作を切り上 げる。 ② ハウスは AP2号改良型とし、 温風加温機、谷自動開閉装置、か ん水施設を設置する。 ③ 田植機、コンバイン等是一部共 同利用とし生産コストの節減に 努める。</p>	<p>(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施</p>	<p>(1) 家族従事者数 2人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入。</p> <p>(3) 労働と作業管理 ① ビニール張りは共同で 行う。適期に収穫作業を 行い、収穫量の山谷を作 らない。 ② 促成ピーマンの定植・ 収穫時期、スイートコー ンの収穫時期には臨時雇 用を行う。</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜 複 合 型	<p>(1) 作目・面積</p> <p>① 促成にら 60 a</p> <p>② 露地にら 10 a</p> <p>③ 早期水稻 200 a</p> <p>(2) 経営面積 270 a</p> <p>(3) 適用地帯 水田 田畑混合</p>	<p>(1) 建物・施設 格納庫・倉庫等・パイプハウス (育苗ハウス)・APハウス(雨 よけハウス)・灌水装置</p> <p>(2) 農機具 トラクター 1台 水田ハロー 1台 田植機 1台 動力噴霧器 1台 コンバイン 1台 軽トラック 1台 フロントローダー 1台 管理機自走式 1台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ① 良質有機物施用による土づくりと土壌診断による施肥改善で、収量品質の向上に努める。 ② にらの圃場は休閑期がないので土壌管理には細心の注意を払う。 ③ 露地にらとの周年栽培を行う。灌水は自動化し省力化を図る。 ④ 田植機、コンバイン等是一部共同利用とし生産コストの節減に努める。 ⑤ 施設、機械は日常点検整備を確実にし耐用年数以上に利用する。 ⑥ スタイロ包装が必要である。</p>	<p>(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営分析の実施</p>	<p>(1) 家族従事者数 2人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入</p> <p>(3) 労働と作業管理 ① 結束労力の確保と常時雇用が規模拡大の条件である。 ② 収穫時期には臨時雇用を行う</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜 複 合 型	(1) 作目・面積 ① 促成なす 30 a ② にがうり 30 a ③ 早期水稲 200 a	(1) 建物・施設 倉庫等・作業舎・パイプハウス・ APハウス改良型・灌水施設	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離	(1) 家族従事者数 2人
	(2) 経営面積 260 a (3) 適用地帯 水田 田畑混合	(2) 農機具 トラクター 1台 水田ハロー 1台 田植機 1台 動力噴霧器 1台 播種機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 2台 軽トラック 1台 普通トラック 1台 管理機 1台 加温機 2台 管理用器具 1台 (3) 技術・経営上の要点 ① 休閑期には陽熱消毒等の土壌 消毒を行う。 ② 施設機械の日常の点検整備を 行う。 ③ 灌水は自動化し省力化を図る。	(2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入 (3) 労働と作業管理 基本労力2名の他に補助 労働家族2名を想定す る。 農繁期には労働時間の延 長で対応する。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜 複 合 型	(1) 作目・面積 ① 抑制ズッキーニ 30 a ② 半促成ズッキーニ 30a ③ 雨よけにがうり 30a ④ 早期水稲 100 a ⑤ 飼料稲 100 a (2) 経営面積 290 a (3) 適用地帯 水田 田畑混合	(1) 建物・施設 格納庫・倉庫等・パイプハウス・ APハウス改良2号型・灌水施設 ノズル式・灌水ポンプ・電気工 事 (2) 農機具 トラクター 1台 水田ハロー 1台 田植機 1台 動力噴霧器 1台 コンバイン 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 加温機 3台 フロントローダ 1台 谷自動開閉装置 3台 (3) 技術・経営上の要点 ① 休閑期には陽熱消毒等の土壌 消毒を行う。 ② 施設機械の日常の点検整備を 行う。 ③ 灌水は自動化し省力化を図る。	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(1) 家族従事者数 2人 (2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入。 (3) 労働と作業管理 基幹労働力2名の、臨時 雇用1名を想定する。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露 地 野 菜 複 合 型	<p>(1) 作目・面積</p> <p>① スイートコーン 100 a</p> <p>② 露地きゅうり 30 a</p> <p>③ 加工大根（千切） 100 a</p> <p>④ 肉用牛 10 頭</p> <p>⑤ 飼料用作物 270 a</p> <p>(2) 経営面積 500a</p> <p>(3) 適用地帯 水田 田畑混合 畑</p>	<p>(1) 建物・施設 倉庫・格納庫・牛舎・堆肥舎・ ビニールハウス・自動開閉装 置・灌水工事・灌水ポンプ・電 気工事</p> <p>(2) 農機具 トラクター 1 台 軽トラック 1 台 普通トラック 1 台 管理機 1 台 マニアスプレッダー 1 台 動力噴霧器 1 台 播種機 1 台 深耕ロータリー 1 台 土壌消毒機 1 台 大根洗浄機 1 台 大根堀取機 1 台 畦立て同時マルチャー 1 台 フロントローダー 1 台 ロータリー 1 台 ヘイメーカー 1 台 カッター 1 台 コーンハーベスター 1 台 モアコンディショナー 1 台 ライムソワー 1 台 ワゴン 1 台 ブラウ 1 台 ブロードキャスタ 1 台 ローラー 1 台 ロールベラー 1 台 ベールラップ 1 台 ベールグリッパー 1 台 コーンプランター 1 台 加温機 2 台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ① 輪作体系を考慮して、作付けを 行う。 ② 各種の機械を必要とするので、 整備保管を徹底し、耐用年数の延 長を図る。 ③ 飼料生産機械は一部共有と生 産コストの節減に努める。</p>	<p>(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施</p>	<p>(1) 家族従事者数 2 人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入</p> <p>(3) 労働と作業管理 ① 年間の労働力配分を考 慮しながら、作業管理を 行う。労働力の集中する 時期は、雇用を確保する。 ② 過重労働にならないよ うに雇用を確保し、適正 規模の作付けを行う。 スイートコーン・露地き ゅうり・加工大根の収穫 時期には臨時雇用を行う</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施 設 果 樹 複 合 型	(1) 作目・面積 ① ハウスマンゴー 20 a ② 促成きゅうり 30 a ③ 早期水稲 100 a	(1) 建物・施設 倉庫・中期展張強化ハウス・AP 2号改良型ハウス・パイプハウ ス・灌水施設・自動谷開閉装置・ 灌水施設ノズル式・自動開閉装 置・電気工事	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(1) 家族従事者数 2人 (2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入 (3) 労働と作業管理 基幹労働力2名とする。 マンゴーのせん定、摘果、 果実つり等は、短期間に 集中して作業を行う必要 がある。時期により労力 が競合するので雇用を入 れる。
	(2) 経営面積 150 a	(2) 農機具 トラクター 1台 水田ハロー 1台 田植機 1台 動力噴霧器 1台 播種機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 2台 軽トラック 1台 普通トラック 1台 管理機 1台 加温機 6台 換気扇 3台 循環扇 12台		
	(3) 適用地帯 水田 田畑混合			
		(3) 技術・経営上の要点 ① 排水良好で水源の確保が容易 な場所を選ぶ。 ② マンゴーハウスは耐侯性ハウ ス、促成きゅうりは AP2号改良 型ハウスとし、谷自動開閉装置、 暖房機、かん水施設等を入れる。		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果 樹 複 合 型	(1) 作目・面積 ① ゆず 100 a ② 椎茸 70 立方メートル	(1) 建物・施設 倉庫・貯蔵庫・配管施設・防獣 ネット・散水施設 (2) 農機具 軽トラック 1 台 動力噴霧器 1 台 チェーンソー 1 台 クローラー 1 台 乾燥機 2 基	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(1) 家族従事者数 2 人 (2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入 (3) 労働と作業管理 家族労力を主体とする。 ゆず、椎茸の収穫最盛期 の労力不足は雇用で対応 する。 作業道等の整備により、 作業の省力化を図る。
	(2) 経営面積 100 a (3) 適用地帯 山間	(3) 技術・経営上の要点 ① 施設や農機具は保守管理に留 意する。 ② 樹勢強化に努め健全育成を行 い、農薬散布回数を少なくする。		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 専 業 型	<p>(1) 作目・面積 ①茶 500 a</p> <p>(2) 経営面積 500 a</p> <p>(3) 適用地帯 畑</p>	<p>(1) 建物・施設 製茶工場・製茶機械・倉庫・農 機具格納庫・スプリンクラー</p> <p>(2) 農機具 防霜ファン 一式 乗用摘栽機 1台 防除機 1台 肥料散布機 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 トレーラー 1台 裾切り機 1台 堆肥散布機 1台 トラクター 1台 窒素ガス充填機 1台 冷蔵庫 1台 フロントローダ 1台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ①土地への過剰投資を避け、霜の 影響が少なく排水の良好な土地 を選定するため、経営耕地の4割 を借地とする。 ②茶関連の専用機については、使 用後の整備・点検を徹底し耐用年 数の大幅な延長を図る。</p>	<p>(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営 分析の実施</p>	<p>(1) 家族従事者数 2人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入</p> <p>(3) 労働と作業管理 ①基本的な労働力につい ては家族労働を主体とす るが、労働力が不足する 摘採時期を中心に雇用を 行う。 ②労働加重となりがちな 茶管理作業や茶加工作業 については、乗用機械や FA施設の導入を図り、 労働の軽減を図る。加工 時期は労力が不足するが 時間外で対応する。</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
た ば こ 複 合 型	(1) 作目・面積 ① たばこ 200 a ② 千切大根 100 a ③ 漬物大根（生） 100 a (2) 経営面積 400a (3) 適用地帯 水田 田畑混合 畑	(1) 建物・施設 乾燥室・倉庫・貯蔵庫・作業棟・ 育苗ハウス・灌水施設 (2) 農機具 トラクター 1台 マニアスプレッダー 1台 動力噴霧器 1台 播種機 1台 深耕ロータリー 1台 土壌消毒機 1台 大根洗い機 1台 千切りつき機 1台 ベルトコンベア 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 成畦被覆消毒機 1台 堆肥散布機 1台 電動圧搾梱包機 1台 乾燥機 1台 防除装置 1台 移動台車 1台 (3) 技術・経営上の要点 ① 組み合わせ可能な輪作体系の 導入により、畑地の高度利用を図 る。 ② 農業機械については、使用後の 点検、整備を徹底し耐用年数の長 期化に努める。また、使用可能な 機械については、各部門間で有効 利用し、償却費の低減を図る。	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(1) 家族従事者数 2人 (2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入 (3) 労働と作業管理 基本労力2名の他に補助 労働家族1 名を想定する。 収穫作業の本格化により 労働過剰となった時期を 中心に雇用を行い、労働 力の分散を図る。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪 農 専 業 型	(1) 作目・面積 ① 乳用牛 (つなぎ) 50 頭 ② 飼料用作物 1,000 a (2) 経営面積 1,000 a (3) 適用地帯 田畑混合 畑	(1) 建物・施設 牛舎・育成乾乳牛舎・格納庫・サイロ・堆肥舎・パイプライン・ミルクカー・バルククーラー・攪拌発酵施設 (2) 農機具 トラクタ 2 台 ボトムプラウ 1 台 マニアスプレッダー 1 台 フロントローダー 1 台 ローラー 1 台 コーンプランタ 1 台 コーンハーベスター 1 台 ライムソワー 1 台 ディスクモアー 1 台 ロールベアラー 1 台 ラッピングマシン 1 台 ベールグリッパー 1 台 ジャイロヘイメーカー 1 台 ブームスプレイヤー 1 台 ブロードキャスタ 1 台 ショベルローダ 1 台 TMR 用飼料攪拌機 1 台 (3) 技術・経営上の要点 ① 栄養バランスを十分に TMR 給与方式の採用により乳量のアップに努める。 ② 栄養管理の徹底により体細胞数等の低減を図り乳質の向上に努める。 ③ 夏型の飼料作物を基本に、混播栽培等による省力化に努める。 ④ 施肥設計や良質堆きゅう肥の有効利用により多収で成分の安定した自給飼料の生産に努める。 ⑤ 多頭飼養が可能な省力的機械・施設の導入を図る。 ⑥ 機械の点検整備に心がけ、耐用年数の延長を図り、コスト低減に努める。 ⑦ 「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。 ⑧ 「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。 ⑨ 自給飼料の確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ⑩ 家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を確保しておく。	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営分析の実施	(1) 家族従事者数 2 人 (2) 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 (酪農ヘルパーの活用) (3) 労働と作業管理 乳用雌子牛の酪農公社への預託によって作業の省力化を図る。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉 用 牛 専 業 型	<p>(1) 作目・面積 ①和牛肥育（肉専） 200頭</p> <p>(2) 経営面積 —</p> <p>(3) 適用地帯 田畑混合 畑</p>	<p>(1) 建物・施設 牛舎・堆肥舎・飼料倉庫・農機 具倉庫・飼料庫・飼料タンク</p> <p>(2) 農機具 トラック 1台 ショベルローダ 2台 軽トラック 1台 換気扇 一式 動力噴霧器 1台 除角機 1台 飼料攪拌機 1台 飼料カッター 1台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ①購入飼料体系を基本とするが、 自給飼料についても借地等を含 め、確保するように努める。 ②開放式堆肥舎で、ショベルによ る繰り返しでの堆肥化を図る。堆 肥については耕種農家への供給 や、戻し堆肥利用を行う。 ③「飼養衛生管理基準」を遵守し、 家畜伝染病防疫体制の徹底を図 る。 ④「家畜排せつ物法」や「環境と 調和のとれた農業生産活動規範」 に基づき、家畜排せつ物の適正処 理と有効利用を図るとともに、水 質汚濁、悪臭及び害虫の発生防 止・低減する取組を励行する。 ⑤自給飼料の確保や堆肥等の有 効利用を図るため、耕種農家との 連携を図る。 ⑥家畜伝染病発生時に迅速な防 疫措置を実施するために、適切な 埋却地を確保しておく。</p>	<p>(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営 分析の実施</p>	<p>(1) 家族従事者数 2人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入</p> <p>(3) 労働と作業管理 ①労働力は、家族労働力 2名と臨時雇用で対応す る。 ②農繁期は年間を通じて の管理が続き、休日が取 りにくいため、補助労力 の活用を図っていく。ま た、機械作業や飼養管理 中の事故に十分留意す る。</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉 用 牛 専 業 型	<p>(1) 作目・面積</p> <p>①和牛繁殖 40頭</p> <p>②早期水稻 150a</p> <p>③飼料用作物 400a</p> <p>(2) 経営面積 550a</p> <p>(3) 適用地帯 水田 畑 田畑混合 畑</p>	<p>(1) 建物・施設 牛舎・倉庫等・農機具格納庫・ 堆肥舎・サイロ</p> <p>(2) 農機具 トラクタ 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 田植機 1台 播種機 1台 コンバイン 1台 フロントローダー 1台 ロータリー 1台 ヘイメーカー 1台 カッター 1台 コーンハーベスター 1台 モアコンディショナー 1台 ライムソワー 1台 ワゴン 1台 プラウ 1台 ブロードキャスト 1台 ローラー 1台 マニアスプレッダー 1台 動力噴霧器 1台 ロールベアラー 1台 ベールラップ 1台 ベールグリッパー 1台 コーンプランター 1台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ①機械は点検整備を徹底し耐用 年数の延長に努める。 ②「飼養衛生管理基準」を遵守し、 家畜伝染病防疫体制の徹底を図 る。 ③「家畜排せつ物法」や「環境と 調和のとれた農業生産活動規範」 に基づき、家畜排せつ物の適正処 理と有効利用を図るとともに、水 質汚濁、悪臭及び害虫の発生防 止・低減する取組を励行する。 ④自給飼料の確保や堆肥等の有</p>	<p>(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営 分析の実施</p> <p>(3) その他 ①畜舎は間伐材廃材等の 活用で低コスト化を図 る。 ②飼料生産機械は一部共 有とし生産コストの節減 に努める。</p>	<p>(1) 家族従事者数 2人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入</p> <p>(3) 労働と作業管理 ①家族労力を中心とす る。 ②飼料生産は機械化体系 により省力化を、一部共 同化によりコストと労働力 の低減を図る。</p>

		<p>効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。</p> <p>⑤家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を確保しておく。</p>		
--	--	--	--	--

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉 用 牛 専 業 型	<p>(1) 作目・面積</p> <p>①和牛繁殖 30 頭</p> <p>②肉用牛肥育 100 頭</p> <p>③飼料用作物 650 a</p> <p>(2) 経営面積 650 a</p> <p>(3) 適用地帯 田畑混合 畑</p>	<p>(1) 建物・施設 牛舎・倉庫等・堆肥舎・飼料庫・サイロ・飼料タンク</p> <p>(2) 農機具 トラクタ 1 台 トラック 1 台 軽トラック 1 台 フロントローダー 1 台 ロータリー 1 台 ヘイメーカー 1 台 カッター 1 台 コーンハーベスター 1 台 モアコンディショナー 1 台 ライムソワー 1 台 ワゴン 1 台 プラウ 1 台 ブロードキャスタ 1 台 ローラー 1 台 マニアスプレッダー 1 台 動力噴霧器 1 台 ロールベアラー 1 台 ベールラップ 1 台 ベールグリッパー 1 台 コーンプランター 1 台 ショベルローダー 1 台 除角機 1 台 直下型換気扇 1 台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ①土地利用型の畜産経営とし、春夏作はトウモロコシとソルガムの混播、秋冬作についてはイタリアングラスと水田裏作を活用し、エンバクを作付けする。 ②堆肥舎は開放式でショベルによる切り返しでの堆肥化を図る。施設は、地域の耕種農家との共同で設置し、堆肥の利用を図る。繁殖部門の飼料調整機械は 3 人共同利用とし、過剰投資を抑える。 ③「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。 ④「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。 ⑤自給飼料の確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ⑥家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を確保しておく。</p>	<p>(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施</p> <p>(3) その他 ①畜舎は廃材・間伐材等を活用し低コスト化を図る。 ②受精卵移動技術導入で優良系統牛の造成を図る。 ③肉用牛一貫経営のメリットを生かした生産性の高い低コストによる良肉質の生産を図る。</p>	<p>(1) 家族従事者数 2 人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入</p> <p>(3) 労働と作業管理 労働力は家族中心とし、飼養管理は家族で行い、飼料生産は機械化作業体系で地域肉用牛生産者との共同作業とする。作業の責任分担を持ち、一部雇用を行う。</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ブ ロ イ ラ ー 専 業 型	<p>(1) 作目・面積 ①ブロイラー 常時 66,000 羽</p> <p>(2) 経営面積 —</p> <p>(3) 適用地帯 田畑混合 畑</p>	<p>(1) 建物・施設 鶏舎・管理舎・自動給餌機・自 動給水機・井戸・用水ポンプ・ 細霧装置・飼料タンク・換気扇・ チェックガード・ブルーダー・ ハネ戸・カーテン</p> <p>(2) 農機具 軽トラック 1台 動力噴霧器 2台 タイヤショベル 4台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ①出荷作業と除ふん作業は委託 とする。 ②養鶏場周辺は、柵で囲み、衛生 管理には、細心の注意を払う。 ③自動給餌・給水施設、換気扇(調 整機付き)、細霧装置等は適正数 を完備する。 ④日齢、季節により管理マニユ アルに沿った管理を行う。 ⑤畜舎周辺には植樹して、防暑対 策をはかる。 ⑥外観的にも美しい養鶏場を目 指す。 ⑦「飼養衛生管理基準」を遵守し、 家畜伝染病防疫体制の徹底を図 る。 ⑧「家畜排せつ物法」や「環境と 調和のとれた農業生産活動規範」 に基づき、家畜排せつ物の適正処 理と有効利用を図るとともに、水 質汚濁、悪臭及び害虫の発生防 止・低減する取組を励行する。 ⑨自給飼料の確保や堆肥等の有 効利用を図るため、耕種農家との 連携を図る。 ⑩家畜伝染病発生時に迅速な防 疫措置を実施するために、適切な 埋却地を確保しておく。</p>	<p>(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営 分析の実施</p>	<p>(1) 家族従事者数 2人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入</p> <p>(3) 労働と作業管理 家族労力とする。</p>

(注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

なお、労働力構成が異なる場合は、その旨特記しておくことが適当である。

- 2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型から集約的施設型農業経営、更には複合経営に至るまで多岐にわたるものとするのが望ましい。
- 3 地域の特性に応じて当該市町村が属する都道府県基本方針には掲げられていない営農類型を市町村が示すことは差し支えない（組織経営体についても同様）。

[組織経営体]

No. 1

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜 複 合 型	(1) 作目・面積 ① 促成にら 200 a	(1) 建物・施設 格納庫・作業舎・パイプハウス・ APハウス・灌水装置・	農地保有適格法人	(1) 役員数 3人 (2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入 (3) 労働と作業管理 結束労力の確保と常時雇 用が規模拡大の条件であ る。
	② 露地にら 100 a	(2) 農機具		
	③ 早期水稲 500 a	トラクター 1台 水田ハロー 1台 田植機 1台		
	(2) 経営面積 800 a	動力噴霧器 1台 播種機 1台 コンバイン 1台		
	(3) 適用地帯 水田	乾燥機 2台 粃摺り機 1台		
	田畑混合	米選機 1台 コンバイン用トレーラー 1台 軽トラック 1台 普通トラック 1台 管理機自走式 1台 フロントローダ 1台 加温機 20台		
		(3) 技術・経営上の要点 ① 良質有機物施用による土づく りと土壌診断分析による施肥改 善で、収量品質の向上に努める。 ② にらの圃場は休閑期がないた め、土壌管理には細心の注意を払 う。 ③ 雨除けにらとの周年栽培を行 う。 ④ 施設機械は日常点検を確実に 行い耐用年数以上に利用する。 ⑤ スタイロ包装が必要である。		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 専 業 型	(1) 作目・面積 ①茶 2000 a (2) 経営面積 2000 a (3) 適用地帯 田畑混合 畑	(1) 建物・施設 倉庫・農機具格納庫・茶工場 (2) 農機具 防霜ファン 200 台 乗用摘栽機 2 台 乗用型防除機 2 台 肥料散布機 3 台 トラック 2 台 軽トラック 3 台 管理機 3 台 トレーラー 2 台 裾切機 3 台 茶加工機械 一式 ショベル 1 台 窒素ガス充填機 1 台 冷蔵庫 1 台 中切・深耕・堆肥散布機 1 台 (3) 技術・経営上の要点 ①土地への過剰投資を避け、霜の影響が少なく排水の良好な土地を選定するため、経営耕地の4割を借地とする。 ②茶関連の専用機については、使用後の整備・点検を徹底し耐用年数の大幅な延長を図る。	農地保有適格法人	(1) 役員数 2 人 (2) 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①基本的な労働力については雇用を主体とするが、主要作業実施時期については、家族労働を含め作業を行う。 ②労働加重となりがちなた管理作業や茶加工作業については、乗用機械やFA施設の導入を図り、労働の軽減を図る。雇用人数が2～5人となるので管理作業が後手とならないよう計画的な雇用管理を行う。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉 用 牛 肥 育 専 業 型	<p>(1) 作目・面積 ①和牛肥育 500頭</p> <p>(2) 経営面積 —</p> <p>(3) 適用地帯 田畑混合 畑</p>	<p>(1) 建物・施設 牛舎・堆肥舎・プロアー・飼料 庫・敷料倉庫・飼料タンク</p> <p>(2) 農機具 バケットローダー 2台 トラック 3台 換気扇 100台 動力噴霧器 1台 ダンプトラック 1台 自動給餌機 一式 粉碎機 1台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ①購入飼料体系を基本とするが、 自給飼料についても借地等を含 め、確保するように努める。 ②牛舎は暖地向けの開放牛舎と し、廃材・間伐材等を利用した低 コスト牛舎とする。 地域環境を考慮し換気扇を設置 する。 ③衛生管理の徹底を行うととも に、牛舎環境美化に努める。 堆肥は良質完熟堆肥として耕種 農家等に供給する。 ④「飼養衛生管理基準」を遵守し、 家畜伝染病防疫体制の徹底を図 る。 ⑤「家畜排せつ物法」や「環境と 調和のとれた農業生産活動規範」 に基づき、家畜排せつ物の適正処 理と有効利用を図るとともに、水 質汚濁、悪臭及び害虫の発生防 止・低減する取組を励行する。 ⑥自給飼料の確保や堆肥等の有 効利用を図るため、耕種農家との 連携を図る。 ⑦家畜伝染病発生時に迅速な防 疫措置を実施するために、適切な 埋却地を確保しておく。</p>	農地保有適格法人	<p>(1) 役員数 3人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入</p> <p>(3) 労働と作業管理 家族経営を中心とする経 営で一部雇用とする。 機械の効率的利用により 作業管理の省力化を図 る。 自動給仕システムによる 省力システムとする。</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
早 期 水 稲 受 託 作 業 型	(1) 作目・面積 ① 早期水稲 1500 a ② 早期水稲 (作業受託) 1500 a ③ 飼料イネ 1,000 a (2) 経営面積 2,500 a (3) 適用地帯 水田	(1) 建物・施設 格納庫・作業舎・APハウス (2) 農機具 トラクター 2台 マニースプレッダー 1台 ライムソワー 1台 フォークリフト 1台 トラック 1台 ブロードキャスター 1台 播種機 1台 畦塗り機 1台 代かきハーロー 1台 田植機 2台 軽トラック 1台 ブームスプレーヤ 1台 コンバイン 2台 コンバインカー 1台 ロータリーモア収穫機 1台 テッターレーキ 1台 ヘイベラー 1台 乾燥機 2台 糶摺り機 1台 計量器 1台 ミスト機 1台 米選機 1台 畦切り機 1台 暖房機 2台 (3) 技術・経営上の要点 品種の組合せや機械、人員配置等 を十分検討し、計画的かつ効率的 な作業を行う必要がある。	(1) 法人の役員(オペレーター)については、役員所得のみでは生活できないため、役員所得以外に兼業収入あるいはオペレーター作業期間以外における農作物販売収入等により一人当たり350万円程度の所得を確保する必要がある。 (2) 集落営農に取り組むに当たり、地権者の合意を得て利用権設定により25haの水田を集積し、早期水稲及び生産調整を要する面積(転作)を40%として、飼料イネの作付を行う。また、隣接する他の集落の水田(早期水稲)の作業受託もあわせて行う。	(1) 役員数 4人 (2) 機械作業等主な作業は4名のオペレーターが行う。また、畦草刈等は農地所有者の出役で対応することとし手当を支給する。

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示された農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

No. 1

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業	(1) 作目・面積 ① 抑制きゅうり 20 a ② 半促成きゅうり 10 a ③ 半促成にがうり 10 a	(1) 建物・施設 倉庫等・格納庫・ハウス（AP 2号改良型）・灌水施設・自動開閉装置 (2) 農機具 トラクター 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 管理機 1台 加温機 2台 循環扇 6台 4段サーモ 2台 (3) 技術・経営上の要点 ① ハウスキュウリの2作型と半促成にがうりの組み合わせで、夏季を除きハウスの有効活用を図る。水田地帯で排水の良い場所にハウスを設置する。 ② ハウスは AP 2号改良型とし、加温機・自動開閉装置・灌水施設を整備する。 ③ 施設・機械は日常点検整備を徹底し、使用期間の延長を図り低コストに努める。	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営分析の実施	(1) 家族従事者数 2人 (2) 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ① 基幹労働力2名の他に補助労働家族1名を想定する。 ② 栽培管理作業や収穫調整作業を適期に行う必要があり、労力を要するので労働力配分に留意する。 ③ 育苗作業は委託し、ビニール張りは共同で行う等経費節減に努める。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜 専 業	<p>(1) 作目・面積 ①促成ピーマン 30 a</p> <p>(2) 経営面積 30 a</p> <p>(3) 適用地帯 水田 田畑混合</p>	<p>(1) 建物・施設 倉庫等・格納庫・ハウス（AP 2号改良型）・灌水施設・自動開 閉装置</p> <p>(2) 農機具 トラクター 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 管理機 1台 加温機 3台 循環扇 9台 4段サーモ 3台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ①7～8月は陽熱消毒を行うた め、6月上旬には作を切り上げ る。 ②ハウスはAP 2号改良型とし、 加温機、自動開閉装置、灌水施設 を整備する。 ③施設・機械は日常点検整備を徹 底し、使用期間の延長を図り低コ ストに努める。</p>	<p>(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営 分析の実施</p>	<p>(1) 家族従事者数 2人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入。</p> <p>(3) 労働と作業管理 ①基幹労働力2名の他 に、雇用1～2名を想定 する。 ②PMMoV 抵抗性品種を導 入し、適期に収穫作業を 行い、収穫量の山谷を作 らない。 ③育苗作業は委託し、ビ ニール張りは共同で行う 等経費節減に努める。</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜 専 業	<p>(1) 作目・面積</p> <p>① 促成にら 30 a</p> <p>② 露地にら 10 a</p> <p>(2) 経営面積 40 a</p> <p>(3) 適用地帯 水田 畑田混合</p>	<p>(1) 建物・施設 倉庫等・格納庫・ハウス（AP 2号改良型）・灌水施設・自動開 閉装置</p> <p>(2) 農機具 トラクター 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 管理機 1台 加温機 6台</p> <p>(3) 技術・経営上の要点 ① 良質有機物施用による土づく りと土壌診断による施肥改善で、 収量品質の向上に努める。 ② にらのほ場は休閑期がないの で、土壌管理には細心の注意を払 う。 ③ 露地にらとの周年栽培を行う。 灌水は自動化し省力化を図る。 ④ 施設・機械は日常点検整備を徹 底し、使用期間の延長を図り低コ ストに努める。</p>	<p>(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離</p> <p>(2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施</p>	<p>(1) 家族従事者数 2人</p> <p>(2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入。</p> <p>(3) 労働と作業管理 ① 基幹労働力2名の他に 補助労働家族1名を想定 する。 ② 収穫時期には臨時の雇 用を要する。 ③ ビニール張りは共同で 行い経費節減に努める。</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施 設 果 樹 専 業	1) 作目・面積 ① ハウスマンゴー 20 a (早期加温 10a、後期加 温 10a) (2) 経営面積 20 a (3) 適用地帯 水田 畑田混合	(1) 建物・施設 倉庫等・格納庫・ハウス (AP 2号改良型)・灌水施設・自動開 閉装置 (2) 農機具 トラクター 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 管理機 1台 加温機 2台 循環扇 6台 4段サーモ 1台 (3) 技術・経営上の要点 ① 排水良好で水源の確保が容易 な場所を選ぶ。 ④ 施設・機械は日常点検整備を徹 底し、使用期間の延長を図り低コ ストに努める。	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(1) 家族従事者数 2人 (2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入 (3) 労働と作業管理 ① 基幹労働力2名の他に 補助労働家族1名を想定 する。 ② マンゴーのせん定、摘 果、果実つり等は、短期 間に集中して作業を行う 必要があり、その時期は 労力が不足するので、臨 時雇用で補う。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露 地 野 菜 専 業	(1) 作目・面積 ① スイートコーン 100 a ② ごぼう 30 a ③ 露地きゅうり 20 a ④ ゴーヤー 20 a ⑤ さといも 30 a ⑥ 加工大根 100 a (2) 経営面積 300 a (3) 適用地帯 畑	(1) 建物・施設 倉庫等・格納庫 (2) 農機具 トラクター 1台 軽トラック 1台 普通トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 マニアスプレッダー 1台 播種機 1台 深耕ロータリー 1台 土壌消毒機 1台 さといも選別機 1台 大根洗浄機 1台 大根堀取機 1台 ごぼう堀取機 1台 ごぼう洗い機 1台 (3) 技術・経営上の要点 ① 輪作体系を考慮して、作付を行う。 ② 施設・機械は日常点検整備を徹底し、使用期間の延長を図り低コストに努める。	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営分析の実施	(1) 家族従事者数 2人 (2) 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ① 年間の労働力配分を考慮しながら、作業管理を行う。労力の集中する時期は雇用を確保する。 ② 過重労働にならないように雇用を確保し、適正規模の作付を行う。 スイートコーン、露地きゅうり、大根の収穫時期には臨時雇用を行う。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉 用 牛 繁 殖 専 業	(1) 作目・面積 ① 肉用繁殖牛 30 頭 ② 飼料用作物 エンバク 120 a イタリアン 260 a 飼料用稲 260 a 稲わら収集	(1) 建物・施設 牛舎・倉庫等・格納庫・堆肥舎 (2) 農機具 トラクター 1 台 軽トラック 1 台 普通トラック 1 台 動力噴霧機 1 台 フロントローダー 1 台 ロータリー 1 台 カッター 1 台 ディスクモア 1 台 テッダーレーキ 1 台 ライムソワー 1 台 プラウ 1 台 マニアスプレッダー 1 台 ロールベアラー 1 台 ベールグラブ 1 台 ラッピングマシン 1 台	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離 (2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(1) 家族従事者数 2 人 (2) 家族経営協定の締結 に基づく給料制休日制の 導入 (3) 労働と作業管理 ① 家族労力を中心とす る。 ② 飼料生産は機械化によ り省力化を図り、一部共 同化により労働力とコス トの低減を図る。 ③ 乾草、サイレージを活 用して効率の良い飼養管 理に努める。
	(2) 経営面積 380 a (3) 適用地帯 水田 畑 田畑混合	(3) 技術・経営上の要点 ① 「飼養衛生管理基準」を遵守し、 家畜伝染病防疫体制の徹底を図 る。 ② 「家畜排せつ物法」や「環境と 調和のとれた農業生産活動規範」 に基づき、家畜排せつ物の適正処 理と有効利用を図るとともに、水 質汚濁、悪臭及び害虫の発生防 止・低減する取組を励行する。 ③ 自給飼料の確保や堆肥等の有 効利用を図るため、耕種農家との 連携を図る。 ④ 健康な家畜の飼養、適正飼養密 度の確保及びアニマルウェルフ ェアにも配慮した家畜飼養に努 める。 ⑤ 施設・機械は日常点検整備を徹 底し、使用期間の延長を図り低コ ストに努める。 ⑥ 家畜伝染病発生時に迅速な防 疫措置を実施するために、適切な 埋却地を確保しておく。		

[組織経営体]

No. 1

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設 野菜 複 合 型	(1) 作付・面積 ① 促成にら 200 a ② 露地にら 100 a	(1) 建物・施設 倉庫等・格納庫・ハウス（A P 2号改良型）・灌水施設・自動開 閉装置	(1) 記帳等 ① 複式簿記記帳の実施 ② 経営と家計の分離	(1) 役員数 3人
	(2) 経営面積 300 a	(2) 農機具 トラクター 1台 動力噴霧器 1台	(2) 申告・分析等 ① 青色申告の実施 ② 記帳結果に基づく経営 分析の実施	(2) 従事者全員の社会保 険への加入
	(3) 適用地帯 水田 田畑混合	軽トラック 1台 普通トラック 1台 管理機 1台 加温機 20台		(3) 労働と作業管理 役員3名を中心とし、 雇用労力を確保する。
		(3) 技術・経営上の要点 ① 良質有機物施用による土づく りと土壌診断分析による施肥改 善で、収量品質の向上に努める。 ② にらの圃場は休閑期がないた め、土壌管理には細心の注意を払 う。 ③ 雨除けにらとの周年栽培を行 う。 ④ 施設・機械は日常点検整備を徹 底し、使用期間の延長を図り低コ ストに努める。		

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市農業の持続的発展を図るため、農業生産のための基礎的な資源である優良農地を確保・継承するとともに、上記第2に掲げるよう認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標及び面的集積に関する目標は、概ね次に掲げる程度とする。

○効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積目標

目 標	備 考
80% 担い手への農地集積に加え、農地の集約化に努める。	基幹作業に係る農作業受託面積を含む。

- (注) 1 「目標」には、農業法人を含む認定農業者に加え、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織の農用地利用面積のシェアを含む。
 2 「基幹作業に係る農作業受託面積」とは、基幹作業ごとの受託面積の合計を基幹作業数で除した面積とする。
 3 目標年度は令和13年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部では、早期水稲をベースにした複合経営であり、水田では施設を利用した野菜、施設花き、露地野菜等が栽培され、畑では葉たばこ、大根、ゴボウを中心とする作物が栽培されている。

また、認定農業者を中心とした担い手への農地の利用集積は進んできているが、担い手ごとの経営農地は分散しているため、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大に支障をきたしている。

畑作地帯においては、ほ場整備が進んでおり、葉たばこ、茶、露地野菜（甘藷・里芋・ごぼう・大根）等の産地を形成している。また、担い手への農地利用集積は進んできているが、まとまりを持った農地の形成はできておらず、担い手の効率的な規模拡大には至っていない。

山間地域においては、殆どの世帯がゆず、椎茸、肉用牛（繁殖）などの農業と林業の複合経営であるが、担い手不足が顕著であり、農地の利用集積は進んでいない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・関係団体との連携等

将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員

会、JA西都、土地改良区及び担い手協議会等による連携体制を整備する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

宮崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、水田地帯における早期水稻、施設園芸、畑地帯の土地利用型農業、高品質生産を目指す畜産という多様な農業生産の展開や兼業化、高齢化の進行等の特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 水田地帯

早期水稻をベースに、施設園芸との複合経営が行われているこの地帯においては、早期水稻の個別経営体の規模拡大を促すため、利用権設定等促進事業・委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業を重点的に実施することにより、農地流動化を推進するとともに、機械、施設の有効利用を図る。

イ 田・畑混合地帯

水田の圃場整備完了地区の早期水稻では、個別経営体の規模拡大を促すため、利用権設定等促進事業・委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業を重点的に実施することにより、農地流動化を推進するとともに、機械、施設の有効利用を図る。

また、この地帯は水田と畑の混合地帯であり、経営形態が個々の経営体で大きく異なるため、畑地の利用集積が集団的に図れるよう、農用地利用改善事業の実施を促進する事業を実施する。

ウ 畑地帯

畑かん事業により、水を使用した施設野菜栽培が導入され始めたのを機会に、集約的農業の普及を図るとともに農地の有効利用を図るため、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業を重点的に実施、農用地利用集積が集団的に図られるよう努める。

エ 中山間地帯

中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で発生している遊休農地の解消に努める。

オ 山間地帯

農用地利用改善事業の実施を促進する事業を実施、地域における話し合いによる合意形成を通じ、遊休農地の解消に努め、農用地利用の実績を図る。

更に、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農業地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行うJA又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、
- ・同法第11条の31第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、
 - ・農業経営基盤強化促進法第7条に規定する特例事業を行う農地中間管理機構
 - ・又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次の要件をすべて備えるものとする。
- ア 耕作又は畜養の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合の他、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②及び③、④の規定による農用地利用改善団体、JA又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合の他、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、農用地利用集積計画を定めるこ

とができる。

- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、
 - ・貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、
 - ・賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市長に報告すること
 - ・農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、現状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、
 - この他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑤までに掲げる事項を掲示板への掲示により公告する。

なお、本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

（10）公告の効果

本市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（12）紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 特例事業の実施を促進する事業

(1) 本市は、県下一円を区域として特例事業等を行う公益社団法人宮崎県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、JAは、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農業経営基盤強化促進法第7条に定める特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項

の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興局、農業委員会、JA、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあつせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあつせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあつせん窓口の開設等を通じて、

農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあつせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するための必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 各種補助事業を活用し、農業・農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

イ 担い手への農地の面的な集積を加速させるため、国や県等の事業を活用し集落や産地単位での話し合い活動を通して農用地利用改善団体の育成を図り集落営農の組織化を図る。

ウ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林振興局、J A、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、J A、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次

の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

就農に向けた情報提供及び就農相談については、県の就農促進の拠点である宮崎県青年農業者等育成センター（公益社団法人宮崎県農業振興公社）との連携のもと、児湯農林振興局、J A西都等との連携を図り、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供を行い、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

また、就農後の営農指導等フォローアップについては、農林振興局、J A等との連携、農地の確保については、農業委員会や農地中間管理機構との連携を図るなど、農業者を取り巻く関係機関・団体が連携・協力し、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保するための取組を推進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

就農後当分の間は、技術的な不安もあることから児湯農林振興局、J A西都等の連携・協力のもと定期的に巡回指導を行うとともに、早期に地域に根ざすためにもS A P会議や品目別の部会への加入を促していく。

また、「人・農地プラン」の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として育成する体制を整備し、青年就農給付金、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月29日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成22年4月27日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成24年4月17日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成29年3月31日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和4年 月 日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イ掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は原則として1年以上（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき西都市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に準じて算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが

<p>した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引(その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>
--	---	---